

第11回大阪府環境審議会水質部会 議事録

日 時：平成28年11月14日（月）15時30分～17時30分

場 所：国民会館 小ホール

○司会（酒井） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第11回水質部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、司会を務めます環境管理室の酒井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、池部会長がご欠席でございます。部会運営要領により、部会長代理の石川委員に議長をしていただくこととされておりますが、石川委員もご欠席でございます。池部会長から益田委員をご指名いただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたく存じます。

益田部会長代理、どうぞよろしくお願いたします。

○益田部会長代理 お二人が休みとなり、急に役が回ってきました。どうぞご協力をよろしくお願いたします。

それでは、議題1の河川水質基準に係る類型指定について審議いたしたいと思えます。

まず、資料1-1の説明をお願いいたします。

○事務局（川上） 大阪府環境保全課の川上でございます。

資料1-1によりましてご説明します。座って説明させていただきます。

河川水質環境基準に係る類型指定（案）につきましては、これまで3回の部会でご審議をいただいていたところでございます。その指定案がまとまりましたところで、府民意見等を募集いたしましたところ、個人2名の方から計2件のご意見をいただきました。

この内容につきましては、前回9月の水質部会でもお示しいたしました。その際にこれまでの検討内容など部会の見解を示していただくに当たっての考え方のポイントを整理させていただきまして、その上で先生方に見解案を示すに当たっての考え方をご審議いただいたところでございます。そういったこれまでの審議経過を踏まえまして、今回、見解案として作成いたしました。

2件のご意見は、どちらも現行でAタイプの河川である水無瀬川と芥川（1）の水域に対するものです。水無瀬川につきましては、今回の類型の見直しでは改定は行わない水域ですが、ご意見としましては上位類型に改定すべきという内容でいただいています。また、芥川（1）につきましては、今回AA類型に改定するという結論づけており、改定につきましては一定評価していただいているのですが、上流域にBODの汚濁負荷の発生源なども存在する中で、より厳しい環境基準値を満足するためにはコストの増大を招くのではないかと、きちんとそういう厳しい基準を保てるのかというご懸念を示すような内容となっております。

それでは、1つずつご説明いたします。

まず、水無瀬川につきまして、ご意見の概要は、趣旨を損なわない範囲で一部要約していただきます。「水無瀬川については大阪府を代表するトップランナーとして上位類型を目指すべきです」ということで、水質部会の考え方として、右側に示しています。今回の類型指定の見直しのうち、ご意見をいただいた水無瀬川などA類型の水域については、「AA類型の水質を十分に満たし、また、環境基準におけるAA類型の利用目的として定められた『自然探勝の場』としての利用がなされている水域については、AA類型に改定することを検討する」という基本的な考え方により検討を行いました。その結果、水無瀬川における水質につきましては、AA類型の環境基準値を十分下回っています。

一方、利用状況については、上流部の一部区間において川沿いに「おおさか環状自然歩道」が大阪府により設定されていますが、落石の危険などにより現在は迂回措置を行っていることもありまして、自然探勝を目的とした川へのアクセスが困難という状況です。したがって、「現時点では、自然探勝の場としての利用がなされているとは判断できないと考えています」としています。

ここまでの書き方は、前回の部会で委員の先生方からご指摘をいただきまして、どちらもA類型の水域に対するご意見であるということで、AからAAに改定するに当たっての考え方というものは共通であって、同じような書き方でまずそれを示すべきであるというご意見をいただきましたので、そういった形で整理をしています。

最後のポツは、これも前回の部会で先生方からご指摘がありました点です。今回はAA類型には改定しないが、今後状況が変われば、また検討の対象にする可能性もあるということに触れておくべきというご指摘をいただきましたので、4つ目のポツに示していますとおり、「なお、河川水質環境基準に係る類型指定は、各河川水域の利用状況や水質の状況等の変化に対応して見直していくべきものであり、今後、水無瀬川が自然探勝の場としての利用がなされる状況になれば、ご意見のとおり、AA類型への改定を検討する対象になると考えます」とまとめています。

こちらが1件目のご意見に対する見解案でございます。

続きまして、2件目のご意見に対する見解案をご説明します。

ご意見としましては、「芥川（1）をAA類型に改定することは、より厳しい基準値を設定する野心的な取組みと思います。ただし、環境基準値を厳しく設定することは水質保全にかかるコストが増すことを意味すると思います。芥川上流には集落や採石場もある環境です。そういったところでAA類型の環境基準値（BOD 1mg/L以下、大腸菌群数50MPN/100mL以下）を保つことが果たして現実的なのか、少し疑問を感じます」という内容でございます。

これに対して、部会の見解案は少し長くなっていますが、まずは水無瀬川と同じ形でAからAA類型へ改定するに当たっては、基本的な考え方に則って判断をいたしましたということをお伝えしています。芥川につきましては、もちろん水質はAA類型の環境基準値を十分下回っていますし、利用状況につきましても、北摂地域を代表する溪谷美で知られる摂津峡

がございまして、渓谷沿いのハイキングコースが整備されているなど、自然探勝の場としての利用もなされているということです。

また、ご意見では、発生源、集落や採石場といったものについても記載されておりましたので、4つ目のポツで、さらに発生源の状況も見たということに記載しています。「さらに、発生源の状況としてBOD汚濁負荷量の推計を行っており、その中にはご意見に示された上流域の集落や採石場からの負荷量が含まれています。汚濁負荷量の推計結果では、各種発生源が河川水質に与える汚濁負荷のインパクトは小さく、また将来的に大きな変化はないと見込まれます」ということをお示ししています。そしてその上で、「以上のとおり、水質の状況や、利用状況、発生源の状況等を検証した結果、AA類型を初めて指定することが適当であると結論づけた」としています。

さらに、ご意見では、「コストが増す」ということに対してのご懸念がありましたので、その下のところで、「上記の水質及びBOD汚濁負荷量の検証結果から、ご意見をいただいた水質保全のための新たなコストを生じさせることはないと考えられます」と申し上げています。このポツでいいますと、6つほどかけてここまでお示ししているのですが、前回の部会のときに先生方からのご意見で、今、現状で水質が十分よくて、そして汚濁負荷量の観点から見ても、現状でも発生源からのインパクトは小さいし、将来的な変化も見込まれないので、新たなコストがなくても大丈夫ということをご指示いただきましたので、こういった形でまとめています。

その下の4つのポツは、大腸菌群数についての記述です。少し長くて詳しいのですが、こちらのご意見をいただいた方がピンポイントで大腸菌群数のことを懸念されておりました。確かに大腸菌群数については、測定結果としては環境基準値を超過する値が多いという現状がありますが、BODとの間に明らかな相関性がないこと、また国の検討会の方でも指標性としては乏しいという指摘もございます。そういったことから今回の類型指定に当たっての基本的な考え方の中では、「大腸菌群数というのは類型指定に当たって主眼を置いて検討する項目ではないが、引き続き個別に水質の状況を監視していくべき項目であると位置づけている」としています。

最後は、参考に全国の状況としても、AA類型の指定水域において全国的にも大腸菌群数の検体のうち、8割以上の検体で環境基準値を超過している現状もあるということをお示ししてまとめてございます。

こちらが2つ目のご意見に対する見解案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○益田部会長代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見を申し上げます。よろしいですか。

○益田部会長代理 では、何も意見がないようですので、これで承認し、部会の見解といたしたいと存じます。

○事務局（川上） ありがとうございます。

○益田部会長代理　それでは、次に資料1-2、1-3により、部会報告の案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（川上）　続きまして、資料1-2と1-3をご覧ください。河川水質環境基準に係る類型指定の部会報告案でございます。前回の9月の部会の方で部会報告の素案という形で一旦お示しをしました。資料1-2は、その素案から今回の報告案とするに当たって修正を行った箇所を示しています。表の中に書いてございますのが主な修正点でして、その他に見出し、説明文をよりわかりやすくするように表記を変えたりとか、書式の統一なども行いました。

資料1-3の報告案の方をご覧くださいながら、構成に沿ってポイントをご説明しながら素案からの修正点についてもご確認いただきたいと思います。

それでは、報告案のまず1ページ目をご覧ください。

「はじめに」というところがございます。これがまず主な修正点の1つ目でございます。素案の段階では、「はじめに」は記載しておりませんでした。内容としましては、環境基準の内容、類型指定見直しの概要、諮問までの経緯、それから最後の方に、今回4回にわたって審議を行い、結果を取りまとめたものであるという記載をしています。諮問のときの資料をベースにしています。

続きまして、2ページ目以降が報告案の内容です。まず、2ページ目は類型指定の状況で、これまでの類型指定改定の経緯と現在の指定状況をまとめています。大阪府では、これまで上位類型の改定を積極的に行っており、特に上位のA、B類型の割合を増やしてきているということが、こちらの方のポイントとなっています。

水生生物の項目につきましては、4ページに示しておりまして、平成18年以降、順次類型の指定を行ってきています。

続いて、5ページ目に水域の利用の状況をまとめてございます。上水道水源などの利水の状態、それから河川環境の活用とか保全の取り組みの状況をまとめてございます。

その次に、7ページの水質等の状況がございまして。7ページの表5では、この経年の推移の表に平成27年度のデータを追加しているところが、もう1つの主な修正点となります。こういった、水質の状況の中で経年的なデータを示しているところに、平成27年度のデータを全て追記しています。この表5が、例えば平成27年度の全類型の達成率は96.3%ということで表に示しておりまして、それを受けて本文の方も3行目において、「平成27年度には96.3%となり」と記載も更新しています。

もう1つ、8ページのグラフも更新しています。これは大阪府の21世紀の新環境総合計画の目標であるBOD 3mg/L以下の水域の割合を8割目指すというところから、この棒グラフを示しました。これにつきましても、27年度は81.5%というデータを追加しておりまして、本文の方は、7ページの最後の行でございまして「平成27年度は約8割となり、この目標を達成している」と記載も更新しています。

あと、9ページ以降に、水系ごとに表6と表7という形でBOD75%値、年平均値の経

年変化も表に記載しており、こちらの方も平成27年度のデータを追加しています。これが9ページから15ページまで水系ごとに続くのですが、こちらの方は27年度のデータを追加したことによって、本文中の記載を変えるようなトレンドの変化はございませんでしたので、特に本文の修正は行っておりません。もちろん類型指定の見直しの検討の考え方や内容を変える必要はないということは確認しています。

続きまして、16ページ以降、こちらはpH、DO、SS、大腸菌群数などBOD以外の項目について、平成26年度の単年度のデータを用いまして、BODとの相関や、環境基準値との適合状況について検証したデータでございます。

それから、26ページには、水生生物の保全に関する項目の水質の状況を示しています。ここで、全亜鉛の経年のグラフがありまして、こちらにも27年度のデータを追加しています。また、本文中も27年度の記述を更新しています。

続きまして、29ページから、「類型指定の基本的な考え方」を述べています。ここまでの水質のデータ、利用状況等の情報を踏まえまして、基本的な考え方を定めていただきました。

まず、29ページの①着眼する項目としましては、BOD等5項目の検討に当たっては、最後の行でございますが、BODの状況に主眼を置いて検討を行うこと。

それから、②の各水系で目指すべき類型は、前回の平成21年度の見直しを踏襲しまして、それぞれの水系で目指すべき類型を今回も目指していくということを軸に検討を行うということになりました。

その次の30ページ、③でございます。各河川水域の類型の検討、ここで（ア）から次のページに（オ）までありますが、新規指定の考え方、それから今回はA類型からAA類型の改定についての基本的な考え方をここで定めていただきました。

また、31ページの（2）は、水生生物の保全に関する項目についてで、こちらも、前回平成21年度の考え方に従って、方針を定めて検討を行うものとするとして定めていただいております。

続きまして、33ページからは、新規指定及び改定を検討する河川の抽出について述べています。先ほどの基本的な考え方に沿って、府内の全ての河川水域を対象に検討する河川を抽出いたしました。新規指定については、幾つか候補がありまして、その中から水質の状況や利用状況を踏まえて、天竺川を候補として抽出したということです。

また、34ページの表17にまとめていますが、その天竺川以外で上位類型への改定を行う河川を8水域抽出しまして、計9河川水域を新規指定、改定の候補としたところでございます。

そして、それぞれの候補につきましては、35ページ以降に詳細な検討を加えてまいりました。35ページには、①から⑥の項目について、候補となる抽出した河川水域について、個別にさらに詳しい検討を行ってまいりました。その結果は、36ページ以降にそれぞれの水域ごとにまとめてございます。

37ページから58ページまでが新規指定と上位類型へ改定する河川、そして59ページが

その他ということで、今回、類型範囲の統合というのが1つございました。安威川下流(1)と安威川下流(2)という水域を統合するということを検討していただきまして、その他で追加しています。

今回の類型指定案を、61ページに、まとめの表として記載してございます。このまとめの表28についても、素案の段階から少し修正をしています。類型範囲の統合の部分が素案の段階では改定と同じ表に入っておりまして、少しわかりづらかったので、パターンを分けまして、それから①、②、③と少し注釈もつけまして、わかりやすい形に表を修正しました。

以上が報告案の中身になっておりまして、63ページに最後「おわりに」という部分を今回素案から追記しています。この部分は、まず1段落目は、これまでの審議経過と指定案の内容となっております。

2段落目は、今回、大阪府域で初めてAA類型の指定を行いました。かなりチャレンジングな取り組みということで、先生方にもご意見をいただきましたので、少しボリュームを持たせて書いています。このAA類型に改定する水域を先進的な事例として、他の河川に波及させていくように積極的なPRや、情報発信などを行うということ、それで府域全体の取り組みの進展に寄与することを期待するとしています。大阪府は改定の趣旨を踏まえて、適切に類型指定の見直しを行うようにと記載しています。

その下で、今後に向けての追記事項、その他の事項を記載しています。1つは、今後も利用状況や水質の状況等の変化に対応して、類型の見直しを行っていかねばならないこと、そのために水質の常時監視は継続して、そしてそのデータをもって適宜見直しの検討を行うことが望ましいということを書いてございます。

2点目が水生生物の保全に関する項目について、今回水質データの他に魚類の生息状況のデータをかなり詳細にまとめました。こういった魚類のデータがやはり今後も不可欠であると考えられますので、データの更新・集積に努めるべきであるということが2点目です。

そして最後に、府内の河川水域を見ますと、全水域でC類型以上を目指すというもともとの大目標があるわけで、AA類型になる水域もございまして、まだDやE類型の水域も残っている状況です。こうした水域については、さらに水質改善に向けた対策の推進を期待するというところで結んでいます。

以上が類型指定に関する報告案の内容でございます。それでは、ご審議をよろしく願いいたします。

○益田部会長代理 ただいまのご説明についてご意見、ご質問を伺いたいと思います。

○岸本委員 ご説明ありがとうございます。改定いただいたところについては、特に意見はありませんが、最初の「はじめに」のところの下から3段落目、見直した類型に基づく評価を平成22年度に開始してから5年が経過しており云々というところ。別に5年たったから見直すとか、そういうことは多分特にルールとしてないと思うのですが、この文章はそのまま読むと「5年経過しており、より一層の水質保全を図るため」と記載されており、「しており、かつ、より一層の」と読むと、5年が経過しているからという理由と、より一

層の水質保全を図るため、この2つが理由で見直したと読めてしまいます。多分そういう意図ではないと思うので、例えば「5年が経過して一定の評価のベースとなる情報が集まったことを踏まえ」とか、そういった表現にした方がいいのではないかと思います。それが1つ目です。

もう1つが、8ページの図1です。新しいデータも追加いただいていたと思いますが、棒グラフの方がBOD 3mg/L以下の水域の割合ということで、B類型以下の水域の割合ということですが、一方で環境基準の達成状況は、これは多分、全類型の値ですね。このまま図のキャプションを読むと、BOD 3mg/L以下に指定した類型だけのことなのかと、混乱しそうになるので、例えば図1のキャプションのところに「全類型の」とか、そういう枕言葉を付けていただいた方が誤解がなくていいのではないかなと思いました。

以上です。

○事務局（川上） ありがとうございます。図1は、ご指摘いただきましたとおり修正させていただきたいと思います。

○事務局（岡野） 「はじめに」のところで先生にご指摘いただいた文章ですが、ここは諮問文をそのまま引用しております。「5年が経過しており」というところは、必ずしも我々は5年が経過したから改定だとは思っていないのですが、前回の答申のときに、おおむね5年ぐらいで見直してはどうかというご意見もいただいていたので、そういうことも踏まえてこういう書き方をさせていただいております。

ただ、「おわりに」のところで、先ほど川上から説明申し上げましたように、今回もやはり適宜見直すことは必要だろうということですが、ここはあえて5年後にということは書かせていただけていなくて、それより早くなることもあるだろうし、もう少し様子を見てもいい場合もあるだろうし、そこはデータをしっかり見てということにより重きを置きたいと思っていますとさせていただきます。

○岸本委員 わかりました。

○益田部会長代理 他にございますか。

○島田委員 「おわりに」のところで「積極的に情報発信等を行うことにより」とあって、これは「府民に」ということだと思うので、ぜひ『府民』に情報発信を行う」と付けていただきたいと思います。付けていただいた方が、その後、「幅広く府民の河川への関心が高まり」と書いてあるので、そう書いていただいた方がいいと思います。よろしく願います。

○事務局（川上） ありがとうございます。そのように修正をさせていただきたいと思います。

○益田部会長代理 他にございますか。よろしいですか。

では、今のご意見を踏まえて修正を行って、池部会長と修正を確認していただいて、最終の部会報告といたしたいと思います。どうもありがとうございます。

本報告の内容につきましては、25日に予定されている環境審議会で部会長から報告いた

できます。

では、次に議題2の総量削減計画のあり方と総量規制基準について、事務局から資料2-1から2-3をまとめて、説明をお願いいたします。

○事務局（田淵） 環境保全課の田淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料2-1で総量規制基準（案）に対する府民意見等の募集結果について説明をさせていただきます。

今回が3回目のご審議となります。前回2回目のときに、総量規制基準（案）ということでおまとめをいただきまして、池部会長にご確認していただいた上でパブリックコメントにかけさせていただきました。

募集期間は10月6日から11月4日までで、提出意見はありませんでした。この結果については、今回見直しを行うとしている業種区分が限られているということもありまして、意見がなかったのではないかと考えています。ということで、規制基準については前回おまとめいただきました案のとおりでよろしいかと思っています。

続きまして、もう1点の諮問事項であります総量削減計画のあり方についてです。こちらは、本日まで審議いただきたいところもございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料2-2では、前回までの検討の内容を整理しています。前回の部会以降の9月30日に、国から総量削減基本方針が出されました。その内容につきましては、これまで私どもが見込んでいたものから変わりはなく、そのまま策定されております。

まず、前回のおさらいのところですが、ポイントといたしましては、1ページ目の3つ目です。発生源別の汚濁負荷量のところにつきまして、平成26年度においても雑排水の占める割合が16%と高いということで、生活排水対策を重点的に進めることにより、CODの着実な削減が図られるということのご意見をおまとめいただいております。

また、その次の発生源別の汚濁負荷量の試算のところでは、試算の結果、削減目標量の見込みをほぼ達成できるという結果ではありますが、産業排水の伸び等を考慮していないということもありまして、CODの確実な削減のためには生活排水対策の推進に加えて、引き続き事業場からの汚濁負荷の削減指導等を進める必要があるというご意見をいただいております。

以上の結果も踏まえまして、前回、削減目標量についてもご検討いただきました。2ページ目、3ページ目でございますように、CODにつきましては、生活排水を削減し、26年度の49トンから31年度に46トンに削減すると。それから、窒素、りんにつきましては、こちらともトータルとしては削減をするということでございます。

続きまして、削減目標量の達成の方途についてです。先ほどご説明しました生活排水と産業排水の対策を進めるというところを、今回、基本方針を踏まえまして丁寧に記述をさせていただきます。

まず1つ目の生活排水につきましては、1点目が生活排水対策を重点的に進めるということです。それから2点目が、合流式下水道については、計画的に改善の取り組みを推進する

必要があるということです。これは基本方針にもこういう記述がありまして、併せて、合流式下水道からの雨天時越流負荷を考慮するなど、流入負荷のより精度の高い見積もりを行えるよう検討する必要がある、としています。この部分は、前回、西村委員から、雨天時の負荷についても一定考える必要があるというご意見をいただいております、そこを反映する形で盛り込ませていただいております。この部分につきまして、括弧書きで書いていますが、瀬戸内海的环境保全に関する大阪府計画のあり方のご審議の際にも、同じようなご指摘があり、検討した資料がございますので、簡単にご報告をさせていただきます。

参考2としてお示ししている瀬戸内海環境保全計画部会の資料をご覧ください。こちらにありますように、平成25年度の発生負荷量の推定を行いました。算定方法の概要の①にありますように、各河川の最下流の平均流量と平均水質を使って流入負荷量を算定いたしました。この流量につきましては、淀川や大和川など大きな河川は毎日流量を測っていますので、その値を使っています。水質の方は、常時監視の時のデータを使っているということで、流量の面から見ますと、雨天時のデータも一定は見込んでいると考えています。

このようにして算定した結果は、次のページにありますように、CODでは大体150トン/日、窒素が90トン/日、りんが6トン/日ということで、これは淡路島からの流入は含まれませんが、大阪府域側からの大阪湾への流入負荷量です。

こういう形で流入負荷量を見込みまして、瀬戸内海環境保全計画部会でお示しをしたところ、委員の大阪大学の西田先生から、出水時には、特にりんは多量に供給されるということで、できるだけ正確に負荷量を見積もる必要があるというご意見をいただきました。これに対応する形で作成いたしましたのが、第4回瀬戸内海環境保全計画部会の資料1です。西田委員のご研究で、CSO負荷、すなわち雨天時越流負荷も含んだ流入負荷量の見積もりをしておられましたので、その結果と私どもの流入負荷量の結果を比較しました。

結論といたしましては、検討の3つ目の○です。まず全体では、西田委員のCSO負荷も含んだ結果と私どもの値を比較すると、大体窒素が16%、りんが24%と、2割前後の差がありました。それに対しまして、西田委員の研究結果からCSOを除いた場合になりますと、窒素7%、りん9%ということで、大体10%未満の差になってくるということです。これらを踏まえ、検討結果としまして、私どもの流入負荷量の算定はおおむね妥当な結果であるものの、CSO負荷を考慮した結果との差は大きいということで、今後より精度の高い流入負荷量を算定するためには、CSO負荷を考慮することが必要であると検討結果をまとめております。

この結果も踏まえまして、先ほどの資料2-2に戻っていただきますと、生活排水に係るところで、その旨を盛り込ませていただいております。

それから、資料2-2の続きですが、産業排水については引き続き、法、条例に基づく排水規制、また小規模事業場に対する削減指導を行っていくことが必要であるとしています。

また、その他としまして、農地、畜産排水、養殖漁場のそれぞれの汚濁負荷の削減の取り組みを図る必要があると整理しています。

それから、4点目としましては、より効果的に推進するためには、市町村、事業者、府民等の連携を強化して、理解と協力を得ることが必要としています。

4ページ目でございます。情報提供のところでホームページ等の様々な媒体を活用して汚濁負荷量の削減に努める必要があるとまとめています。

続きまして(3)では、今まで申し上げましたのが陸域からの汚濁負荷を削減する取り組みですが、その他汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項も盛り込むこととされています。この部分につきましては、1回目のご議論で、検討に当たっての基本的な考え方として、瀬戸内海の水環境保全に関する大阪府計画のあり方についての答申を勘案して検討することとおまとめいただきました。今回その検討を行うに当たりまして、表6を作成し増した。左の列は、総量削減基本方針の内容をそのまま記載しており、それに対応すると考えられるあり方答申の内容を、右の列に記載しています。

こちらをもとに本日も議論をいただきたいと思っています。まず1点目は、干潟・藻場について整備、再生・創出をするという方針に対して、あり方答申では、特に湾奥部でそういう生物の生息しやすい場の創出を図る必要があることと、そういうところは水質浄化機能も有しているということで、水質浄化機能を向上させる必要があるというところを整理しています。

以下、順に記載していきまして、2つ目のところで、基本方針の方に、水質改善に資する取り組みとして藻類養殖や貝類養殖、また水生生物の安定的な漁獲を一層推進するという記述があります。そこに直接対応するところはあり方答申にありませんが、生物の力を活用した水質浄化というところにつきましては、先ほどの「生物が生息しやすい場を創出して水質浄化機能を向上させる」というところがありますので、ここが該当するかと思っておりますが、本日も議論いただけたらと思います。

あとは、おおむね基本方針とあり方答申とで対応がとれておりまして、最後の、その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずるというところにつきましては、2点、記載しています。1点目は、海水の流動改善や、湾奥の閉鎖的な海域からの排水口を移動するというようなことで、これが「湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に係る調査研究と対策の実施」ということを、あり方答申の方に盛り込んでいます。それから、もう1点が「栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究と対策の実施」ということです。この2点につきましては、1回目のご審議のときに、海水の流動改善も重要というご意見や、栄養塩類の今後の生物多様性、生物生産性の確保といった観点も重要であるというご意見をいただきましたので、盛り込んでどうかと考えています。この辺で不足がございましたら、ご意見をいただけたらと思います。

以上、特に今申し上げたところを本日も検討いただければと思っております。その結果も踏まえまして最終的に報告案ということで、資料2-3でお示ししているような形で取りまとめてどうかと考えています。

概要でございますが、まず「はじめに」です。1ページ目に、審議に至った経過など、諮

問文の方を参考にして「はじめに」を記載させていただいております。

それから、Iの部分は「背景」ということで、1回目の部会でお示した資料について、制度の概要、また第7次の実施状況等をまとめています。ここは特に変更したところはありません。11ページからは、総量削減計画のあり方の項に入ります。

こちらで、まず1回目でおまとめいただきました基本的な考え方をお示ししまして、それ以降、9月30日に発表されました基本方針の内容を記載しています。ポイントとしましては、15ページでございますが、こちらで先ほど申し上げました発生源別の削減目標量を整理しています。

続きまして、16ページからは、削減目標の達成の方途ということで、今申し上げました内容を案として記載させていただいております。

17ページには、その他の総量削減及び水環境の改善に関し必要な事項について、瀬戸内海の水環境保全に関する大阪府計画のあり方答申に盛り込まれた内容を記載しています。

18ページからは、総量規制基準についてまとめています。こちらでも基本的な考え方をお示した上で検討の過程を、部会でお示した資料を整理しています。

結論といたしましては、24ページでございますように総量規制基準を見直すことが適当であるということと、その他の区分については、第7次のとおりとすることが適当であるということとまとめています。

それから、26ページに「おわりに」として、検討の経緯をまとめています。この中で3段落目のところで、1回目の部会で岸本委員からご意見をいただきました、「汚濁負荷削減という従来の観点に加えて、例えば海水の流動性を改善することによって、底層溶存酸素濃度を回復させるなど、総合的な観点から水環境の改善に取り組むことが重要」ということを盛り込ませていただいております。このあたりもご意見をいただけたらと思っております。

説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○益田部会長代理 ただいまの説明の内容につきまして、ご質問、ご意見を願います。

○岸本委員 資料の2-2、ご説明いただいた部分の4ページ目です。国の総量削減基本方針とあり方答申との対比でわかりやすく整理いただきありがとうございます。その中で、このあたりが課題かもしれないと言われておられた2つ目で、水質改善に資する取り組みとして自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖云々というところです。これは国が出したもので、我々がどうこう言う話ではありませんが、藻類養殖、貝類養殖、安定的な漁獲の推進と水質改善は必ずしも対応していない気はしますが、国からそういう形で方針が出されている以上、当然真摯に我々も考えないといけないと思います。一方で、国の方では水質改善に言及されていますが、要は健全な生態系を維持することによって適切な水環境を創造しましょうということ、水質に絡めて指摘されているというのが多分意図されていることなんだろうと思います。そういう意味では、あり方答申の、湾奥部において生物が生息しやすい場を創出して水質浄化機能を向上させるというのは、方向性としては、

ずれていないと思います。実際には藻類養殖、貝類養殖、自然にある栄養塩類について、我々は確かに環境基準から見たら、まだ栄養塩濃度は高いという話をしますが、養殖する方と考えると、かなり低く、これで養殖という意味で安定的な漁獲生産ができるのかと言われると、おそらくビジネスとして成り立たないと思われま。概念はわかりませんが、実際問題として、どこかの漁協でそういう養殖をやってくださいと行ってできるかという、なかなかコストが高くてできないというのが多分現状だと思いますので、そういう意味では、沿岸域の環境状況を生物が生息しやすいように適切に維持管理することによって、その生物の機能を引き出してあげるといったスタイルでいいと思います。沿岸域のそういった環境状況を適切に維持管理していくというのは、その後、まとめのところで記述いただいています、流動改善などにも実はつながって話です。貧酸素水塊ができると、当然、水生生物がほとんどすめなくなってしまうので、そういった底層の貧酸素水塊の改善というのも、実はこの生物が生息しやすい場の創出というところにつながっている、そういう意味ではうまくそのあたりが有機的につながるものですから、私は今回提案された形でそんなに問題はないと思っています。

以上です。

○益田部会長代理 他にございますか。

○島田委員 最後のまとめのところで、3段落目に、「負荷削減という従来の観点に加えて」というところを加えられたのはいいと思うのですが、その続きにいきなり「例えば何とかなど」と付けるより、瀬戸内海のあり方答申を踏まえて示されている18ページの5.の(10)などで、湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた取り組みを示されているように、いろいろな取り組みをする必要があるという表現に変えておいた方がいいと思います。最後のまとめである「おわりに」のところで、一事例みたいな形に入れるよりは、それも含めて削減だけではなくて18ページで示されている(10)や(11)に記載している取り組みを今後具体的に検討して総合的な観点から実施していくとしておいた方がいいと思います。まとめに「例えば」を出すと、それだけがクローズアップされるような気がしますので、書きぶりのところを検討していただきたいと思います。

○事務局(田淵) わかりました。全体がわかるような形で文案をつくりまして、ご相談をさせていただきたいと思います。

○益田部会長代理 どうぞ。

○西村委員 幾つか取り組みのところで、下水道の整備をより進めること、これはやればできるという感じがしますが、流動に関しての取り組みは、これ、現実的にできそうなのでしょうか。

○岸本委員 この水質部会では流動について取り扱わないと、前回確かそういう話になったと思います。ただ、ここではあくまでも考え方、あり方なので、あり方としてこういう方向性を目指すべきということだろうと私は思っています。

○西村委員 そうですね。だから、あまり強い意見ではないのですが、できそうなもの

と壮大な取り組みの考えが併記されているような感じもしました。この部会でどうこういうものではないのかもしれませんが、同じようなウエートで考えにくいところという印象があります。

○事務局（田淵） ありがとうございます。その部分につきまして、瀬戸内海の答申の方でも、18ページの（10）でございますが、まずは調査研究や対策を推進する必要があるという書き方にしておりまして、着実にできるところと、もう少し長期的に見るところが確かにございますので、そのあたりもわかるような形で「おわりに」の記載を工夫させていただきたいと思います。

○西村委員 18ページの書き方ですと、取り組みの姿勢ということがよくわかるのですが、「おわりに」は少し話が大きくなり過ぎているかなという印象があります。

○事務局（田淵） そこは整理をいたします。

○益田部会長代理 17、18ページの水環境の改善に関するお話で、漁業で底びき網漁をやっている漁業者がおられます。底びき網をやると、もちろん生物、魚や甲殻類はいっぱい入っていますが、一緒にごみがたくさん揚がってくる。漁業をやっている人にそのごみをどうするのですかと聞いたら、全部海に戻すという。その理由は、上に揚げてしまうと、それは廃棄物として処理しないとイケないが、元々海にあったものをそのまま海に戻す分には別にかまわないということらしい。これは、ある種の法の抜け穴というか、誰が悪いとかというのではなく、あまり感心しないなと思いました。底びき網漁をされる人は、言ってみれば、ただで浚渫をやってくれているわけです。1回ずつのごみの量は少ないが、毎日たくさんの方がやっているの、集めたら結構な量になると思います。もしも水質環境として、底質の環境も本来あった自然の形に戻したいと考えるのであれば、やはりごみは取り除いた方がいいと思います。ですので、そういったこともうまくやれば、双方が利益を得られる、要するに漁業者も助かるし、行政の側として環境を保全しないとイケない、管理しないとイケない人の立場から考えても、本来の底質に近い環境に戻していけるということが、できるのではないかと考えたことがあります。それで、そういう目で17、18ページを読ませていただきました。もしかすると本当に小さな努力なのですが、やれることがあるのではないかと。底質の環境がある程度よくなると、夏季の貧酸素水塊ができたときに対しても、100%の答えではもちろんありませんが、少し改善する効果はあるし、そういうことでもってトータルに考えていくことはできないのかなと思いました。これを読んだ感想です。

○事務局（田淵） 貴重なご意見をありがとうございます。今回この表には書いていないのですが、あり方答申の方で、海底ごみの対策についても推進するということが盛り込まれていますので、ご指摘いただきました生物の生息の環境の改善というような視点とあわせまして、表現として盛り込めないか検討させていただきます。

○益田部会長代理 よろしく申し上げます。他にご意見はございますか。よろしいですか。では、これで部会報告といたしたいと思います。

この報告につきまして、修正の必要な箇所については適正に修正して、また池部会長と

話し合っていて、25日に予定されている環境審議会では部長から報告いただくこととなります。

では次に、議題の3件目です。ほう素等の排水基準に係る経過措置について、諮問があるということですので、これに関して事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中西環境管理室長） 環境管理室の中西でございます。今日は議会の関係がございまして、遅れてまいりましてどうも失礼いたしました。

早速ですが、諮問をさせていただきたいと思っております。

ほう素等の排水基準に係る経過措置について（諮問）。

標記排水基準に係る経過措置について、水質汚濁防止法第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○益田部会長代理 お預かりいたします。

○事務局（田淵） 引き続き、私の方で説明させていただきます。

ただいま諮問させていただきました事項につきまして、資料3-1でただいま益田部会長代理にお渡ししたものと同一ものの写しを付けています。その裏面をご覧くださいと思います。ほう素、ふっ素、それからアンモニア等につきましては、平成13年に新たに有害物質に追加された項目でして、そのときに排水基準が定められましたが、当時、直ちに排水基準を遵守することが技術的に困難な業種につきましては、期限を定めて、法、条例で暫定排水基準を定めています。今年度末に条例の経過措置の適用期限がまいりますので、その後の経過措置についてご意見を求めるというのが趣旨でございます。

では、まず、ほう素等の性状とか、あるいは排水基準の設定状況につきまして、資料3-2で説明をさせていただきます。

まず、性状等につきましては、表1にお示ししているとおりでして、ほう素、ふっ素につきましては、温泉水や海水中に比較的高濃度で自然界にも存在しているというものです。健康影響につきましては、いずれも高濃度の摂取、過剰な摂取によりまして様々な健康影響を生じさせます。用途及び発生源につきましては、電気めっき等の産業の方でも使用されています。また、アンモニア等につきましては、製造の過程で使用するものに加えまして、工場、事業場、生活排水、あるいは人や家畜のし尿等として広く排水されてまいります。

続きまして、現在の排水基準の設定状況について説明をさせていただきます。2ページ目をご覧ください。法と条例でいろいろ基準がかかっていますので、概要を表2の方で説明させていただきます。

まず、縦に2つ、法対象事業場と生活環境保全条例対象事業場とに分けています。水質汚濁防止法で規定されている施設が80種類位ありまして、それを設置している事業場が法対象となります。また、それ以外の生活環境保全条例で規定されている施設は15種類ほどあり、それを設置しているところが条例対象事業場となります。

それから横の方でございます。それぞれの項目別に排水先によって基準が変わってきます

ので、それをお示ししています。まず上水道水源地域、これは文字どおり上水道の取水地点より上流側の地域でして、6ページ目に図1をお示ししています。府域の、主に山間部、それぞれの取水口上流のエリアとして網かけしているところを上水道水源地域と、大阪府が定めています。この地域については、水道水源の安全性を確保するため、一般の排水基準よりも10倍厳しい環境基準並みの基準を適用しています。

その下の上水道水源地域以外の地域、これは陸域の地域で、この区分に該当する事業場が最も多く、ここにつきましては法の基準がそれぞれ適用されます。

その下の海域につきましては、これは物質ごとに異なっています。まずアンモニア等につきましては、陸域と海域で同じ基準、どちらも100mg/Lという法の基準が適用されています。ふっ素につきましては、先ほど申し上げましたように、海水中に多く含まれているということで、法では海域に排水する事業場についての基準は15 mg/Lと、陸域の8mg/Lに比べて少し高めの値が設定されており、大阪府でもこのまま適用しています。ほう素につきましては、同じく海水中に含まれるということで、法では海域の基準値が230mg/Lとされていますが、大阪府では、上乘せ排水基準で、陸域並みの10mg/Lにしています。

以上が法対象事業場にかかっている基準でございます、生活環境保全条例対象事業場につきましては、基本的に法と同じものを適用しているという関係になっています。

ただいま申し上げましたのが一般排水基準の概要でして、次に、今回ご検討いただきます暫定の排水基準について説明させていただきます。

こちらは先ほども申し上げましたように、暫定の基準ですので、できるだけ早く廃止をして一般の排水基準に移行していきたいということで、3年ごとに見直しをしています。具体的には製造工程の見直しとか、使用する薬品の切りかえ、あるいは排水処理技術の向上等により、排水中の濃度が低減している業種については、順次暫定排水基準を廃止しているということで、法の適用業種は、当初40業種ございましたが、本年の7月に先行して見直しが行われ、現在は12業種になっています。条例の適用業種は、当初40であったものが、今は15業種ということで、順次暫定排水基準の廃止を進めてきているところです。

続きまして、4ページ目の表3が法対象事業場に対する条例に基づく暫定排水基準の適用状況、5ページ目の表4が条例対象事業場に対する生活環境保全条例に基づく暫定排水基準の適用状況をそれぞれ整理しております。

まず、表3ですが、こちらも先ほどの表2と対応するような形で、排水先と項目別にお示ししています。まず上水道水源地域のアンモニア等につきましては、暫定排水基準がない場合には上乘せ条例の一般排水基準が適用されます。具体的には10mg/Lで、それが現状の排水処理技術と比較して厳しいということで暫定排水基準をそれぞれ設定しています。この中の畜産農業につきましては、これは法の暫定排水基準と同じ基準値を適用しています。それ以外の下水道業等4業種区分につきましては、府域の排水の実態、事業場の困難性などを踏まえまして、府の方で独自に定めた基準を適用しています。

次に、同じような考え方でございますのが海域のほう素でして、こちらにつきましても、

暫定基準がない場合には上乗せ条例の一般排水基準10mg/Lが適用されますが、実態としてそれが厳しいということで、それぞれ暫定排水基準を適用しています。こちらにつきましては、上水道水源地域以外の地域に排水を排出する法対象事業場に対する法の暫定排水基準と同じ基準値を適用しています。

次に、ふっ素につきましては、それぞれのところで出てくるのですが、いずれも、日平均排水量が30m³以上50m³未満の事業場に対して暫定排水基準を適用しています。法の一般排水基準は排水量に関係なく8mg/Lで一律ですが、法の暫定排水基準は日平均排水量が30m³未満、30m³以上50m³未満、50m³以上の3つに分けて適用されています。大阪府ではそのうちの30m³以上50m³未満の事業場に対しまして、より厳しい基準を適用することで、法の50m³以上の基準を適用しています。具体的には、例えば上水道水源地域のふっ素の旅館業につきましては、法の暫定排水基準は30mg/Lでございますが、大阪府は50m³以上の基準と同じ基準値である15mg/Lを適用しています。

それから、表4の条例対象事業場につきましては、基本的に法で暫定排水基準が設定されている業種区分に該当するものについて、法の暫定排水基準と同じ基準値を適用しているということです。

本日は、この暫定排水基準につきまして、次にどうしていくかをご検討いただくものです。

続きまして、公共用水域等における状況ですが、7ページ以降にお示ししています。まず、公共用水域の常時監視の結果です。ほう素、ふっ素につきましては、海水の影響を受ける河口付近の測定地点で環境基準値の超過が見られますが、海水の影響という自然由来のものです。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、全ての測定結果が環境基準値を下回っています。

それから、水道原水につきまして、それぞれの浄水場で原水の水質測定を行っています。全ての測定結果が環境基準値、これは水道水質基準値と同じですが、それを下回っており、特段の問題はありません。

以上がふっ素の性状あるいは法、条例の基準の適用状況等についてです。

続きまして、資料3-3で経過措置の見直しについて検討をいただきたいと思っております。

最初に、検討にあたっての基本的な考え方です。前回の検討に当たって、暫定排水基準は可能な限り早期に廃止するという考えのもと、こちらにお示ししている基本的な考え方を設定されております。今回の検討に当たっても、この考え方により検討してはどうかと考えています。

まず、1点目です。上水道水源地域に排水を排出する法対象事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止するというのが1点目の考え方です。ただし、上乗せ排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しましては、今年7月に見直された法の暫定排水基準を踏まえつつ、暫定排水基準を引き続き適用することが考えられます。

2点目は、ふっ素の、30m³以上50m³未満の法対象事業場に対する基準の考え方です。こちらについては日平均排水量が50m³以上の法の暫定排水基準との整合の観点から検討すると整理をしています。こちらは、今回の国の7月の見直しにおいて、50m³以上の暫定排水基準については変更がありませんでしたので、それも踏まえて、その整合の観点から検討するという事です。

3点目です。こちらは海域に排水を排出する法対象事業場に対する、ほう素の暫定排水基準につきましては、上水道水源地域以外の地域、いわゆる陸域の地域に適用する基準と同様の基準を適用するというものです。こちらは、7月の法の暫定排水基準の見直しとの整合の観点から検討するという事としています。

4点目は、生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を適用するというものです。

最後に、5点目は、適用期間の基本的な考え方でございます。こちらにつきましては、現時点で技術的に困難なところは引き続き暫定排水基準を設定することといたしますが、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態等を踏まえた適切な検討が行われるよう、一定の適用期間を設定するというものです。

以上の基本的考え方に沿いまして、個別の業種区分について検討を行いました結果を2ページ目以降にお示ししています。

まず、上水道水源地域に排水を排出する法対象事業場に関するものです。資料3-2の表3でお示した一覧表と対応するような形で整理をします。まず、ふっ素の旅館業の日平均排水量が30m³以上50m³未満のものにつきましては、50m³以上の事業場に対する法の暫定排水基準は引き続き15mg/Lが適用されているので、基本的な考え方の(1)に基づき、引き続き現行の暫定排水基準である15mg/Lを適用することが適当としています。

続きまして、アンモニア等の畜産農業についてです。こちらは府域で4事業場ございます。いずれも日平均排水量は非常に少なくなっておりまして、ふん尿の処理については、全量が堆肥化されているというものです。排水は雑排水か清掃等の排水のみということで、なかなか特別な施設を設置することが困難と考えられますことから、基本的な考え方の(1)に基づき、引き続き暫定排水基準を適用することとし、基準値については、法の暫定排水基準が700mg/Lから600mg/Lに強化されたことも踏まえまして、同様に600mg/Lに強化することが適当としています。

続きまして、下水道業につきましては、府域のいろいろな実態を見て府で定めているものです。こちらの排水実態の表をご覧くださいますと、4事業場ございます。活性汚泥の活性が低下するとされる冬場には、最大値で20mg/Lという値が出ており、現状では技術的に一般排水基準である10mg/Lを下回るということが困難であると考えられますことから、引き続き暫定排水基準を適用するとしています。

3ページ目の食料品製造業と、し尿処分量(化学処理を行うものを除く)につきましては、それぞれ事業場の排水実態を見ますと、食料品製造業につきましては、一部事業場が規制対

象外となったこともありまして、上乘せ条例の一般排水基準である10mg/Lを継続して下回っているという状況です。また、し尿処分業につきましても、施設の改善がなされまして、上乘せ条例の一般排水基準を継続して下回っていると認められますので、この2つについては暫定排水基準を廃止することが適当としています。

次の、し尿処分業（化学処理を行うもの）につきましても、現状では一般排水基準を下回ることが困難と考えられますので、現行の暫定排水基準を適用するとしています。

続きまして、4ページ目です。こちらは上水道水源地域以外の地域に排出水を排水する法対象事業場に関するものです。

ふっ素の旅業と電気めっき業の日平均排水量が30m³以上50m³未満のものにつきましても、先ほどと同じ考え方になりますが、50m³以上の事業場に対する法の暫定排水基準が引き続き15mg/Lが適用されており、その整合も図っていくということで、引き続き15mg/Lを適用するとしています。

続きまして、海域に排出水を排水する法対象事業場に関するものです。

ほう素について、こちらにお示ししている業種に暫定排水基準を適用しています。こちらは、基本的な考え方の（3）に基づき、引き続き陸域と同等の暫定排水基準を適用することが適当としています。5ページ目の上に表を載せております。法の排水基準は230mg/Lですが、大阪府は上乘せで、10mg/Lにしています。法の暫定排水基準で網かけをしていますが、ここに記載しているのは、海域以外の陸域に排出水を排水する事業場に対する基準を参考に示しているものです。こちらと同じものを適用することが適当としています。

以上の法対象事業場についてまとめますと、5ページ目の下にございます表のとおりとなります。排水実態と技術的なところを踏まえまして、食料品製造業の30m³未満、し尿処分業（化学処理を行うものを除く）、この2つの業種については暫定排水基準を廃止します。また、ゴシック体で示しています上水道水源地域のアンモニア等の畜産農業、さらに海域のほう素に関するところにつきましても、7月に適用されました法の暫定排水基準の見直しの状況も踏まえて見直しをするものです。

以上が法対象事業場に関する見直しの案です。

続きまして、6ページ目が、生活環境保全条例対象事業場に関するものです。こちらは、基本的な考え方の（4）に基づき、引き続き法の暫定排水基準と同じ基準を適用することが適当としています。なお、こちらにつきましても、現時点においては排水実態がある事業場は府域にはありません。ただ、この基準自体は新設にも関わるということで暫定排水基準を設定する必要があるというものです。まず法の方で暫定排水基準の見直し前と見直し後ということで、7月の見直し状況を示していますが、同様の形で生活環境保全条例の暫定排水基準も見直しというものです。一番上のアンモニア等の食料品製造業につきましても、法対象事業場の見直しに合わせて、こちらも廃止することが適当としています。その他の部分につきましても、法の見直し後の値を適用することが適当としています。

以上が暫定排水基準の見直しについてです。

続きまして、(2)の適用期間についてです。これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間が3年間とされていることを踏まえまして、今回も3年間とすることが適切とされています。なお、既設事業場については、現状において見直し後の暫定排水基準を満足していること、また事業場数も限られており個別に周知を図ることが可能であることから、周知期間を設けなくても支障はないと考えられるとしています。

長くなりましたが、ほう素等の排水基準に係る経過措置の素案につきましては以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○益田部会長代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いします。

○西村委員 素案の2ページ目、個別で細かいところですが、真ん中のアンモニア等の畜産農業に関してです。該当するのは4事業場であるということと、アンモニアが高いものはおそらくふん尿だと思われるのですが、それは全量堆肥化されて、出る形にはならず、結局排水というのは雑排水か清掃等の排水ということで、これだけを見ると、そんなに濃度が高いものではないような気がします。基準を600mg/Lよりも強化するべきという意見ではないのですが、実態についてできるだけ情報を集められて、適宜廃止していける余地もあるのではないかと思います。なぜこれだけ高いのか、あるいは清掃するときにやはり高いものになってしまうのか、細かいところですが、場合によっては情報収集することで、より早く暫定を廃止できるのではと思いました。

○事務局(田淵) ありがとうございます。こちらは国が全国的に調査をされて、600mg/Lぐらいの排水が出ている実態ということで、それと合わせて条例の方も強化することを考えています。定常的な排水がないということもありまして、今回排水実態の生のデータがないというところがありますので、今後、また今回でいうと3年間ということになりますので、そのあたりの情報収集を行いまして、次回検討できるようにしていきたいと思っております。

○益田部会長代理 今の意見に関連しますが、例えば1年に何回かあるお掃除のときにすごい高濃度のものが出される可能性があるって、そのことを配慮してというような印象を持ってしまう。例えば、4ページの旅館業では、実際に分析されているデータは、上乘せ条例をはるかに下回っており、クリアできる状態であるのを、今後3年間また同じ数値目標で置いておく必要があるのかどうか。それからもう一つは、例えばなかなかクリアできない業者があった場合に、暫定措置であるにも関わらず、法的に違反というか基準値を超えてしまうことを恐れて基準値の上限を設定してあるような、言ってみれば、及び腰のような印象があるというか、業者が努力をして下げるのを待って基準値を下げるというような、目標値ではなくて、実態に合わせて数値を決めているようなところがありはしないか。そういったことが懸念される。実際には多くの場合、環境省が設定している値よりも厳しいところに基準を置いているので、決して甘やかしているわけではないと思いますが、先ほど西村委員がおっしゃったように、実態に合わせて、例えば数値をもっと小さくする努力をすれば、それから実際はなかなか追いついていない業者があるのだが、すごく少なくなっているの、やは

り少しずつでも数字を小さくしていった、目標を達成する努力を促すというようなことがあっていいと思います。

○事務局（片山環境保全課長） ありがとうございます。今、益田先生がおっしゃっていただいたそのとおりだと思っています。あくまで暫定基準ですので、本来は上乘せ排水基準なり、条例の基準をとにかく可能な限り早期に達成することが基本だと思っています。

したがって、実際に強化できると我々として考えているところについては、できる限りの強化をしていくということで案をお示ししているということが1点です。

個別のところで見てくださいと、やはり基本的には畜産農業にしましても、食料品製造業あるいは尿処分業にしましても、既設の事業場に適用されるという基準です。既設のところにつきましても、例えば原料の転換であるとか、処理施設を増設するとか、そういうことができるような業種、規模であれば、当然そういう努力を促すという意味もあるのですが、今申し上げたようなところは、それがなかなかできないということが実態としてございます。決して現状を追認するということではないのですが、これは直罰がかかるということもございまして、1回ぐらい超えても、まずは指導してということは、法の体系上できないということもございまして、我々としてはできるだけ実態を把握し、なおかつ処理施設あるいは原料の転換で改善が図れるものに関しては、それを促す努力も今後なお一層やりながら、可能な限り早期にやめていくということでやっていきたいと考えています。

○岸本委員 実は、私も益田先生と似たようなことを考えています。4ページで、旅館業と電気めっき業の実態調査の例があるのですが、現状の大阪府域にある事業所がこのように非常にいい水質を出してくれている。一方で、当然電気めっき業にも電気めっきの種類によって干差万別ありますので、今後、大阪府に、例えば、そういった電気めっき業を誘致することを考えたときに、電気めっきの種類によってはふっ素がたくさん出るとかいうことがあるので、今は大丈夫だからすぐにそこまで下げましょうと私は言わないのですが、実は旅館業については少し話が違うなと思います。

旅館業でふっ素が出てくるというのは基本的に温泉由来です。温泉由来というのは、要はふっ素を含む地質がそこにあるかどうか依存しています。例えば大阪府域の地質で、ふっ素が比較的含まれる、多くの場合は花崗岩系の地質が多いはずなのですが、そういった地質が一体どの程度あるのか。もし大阪府域にそのような潜在的にふっ素が溶出してくるような地質がないのであれば、そこに暫定基準を設けることにはあまり意味がないと思います。もちろん環境省が全国でやるとそういう地質の部分がたくさんあり、そういったところでは、当然この暫定基準ぐらいまで濃度が上がってまいりますので、環境省が全国としてはこういう暫定基準とするのは当然だと思うのですが、大阪府に関して、そのような地質があるかどうか。もし無いのであれば、そこは撤廃してしまってもいいと思います。つまり旅館業については、それ以上ふっ素が入ってくる要素がもともとないということになりますので。もちろん、電気めっき業や、その他の業種については産業の誘致という問題が一方ではあると思いますので、その点も含めて技術的な対応の可否を勘案して判断すべきだと思います。その

あたりもご検討いただければと思います。

○事務局（片山環境保全課長） ありがとうございます。今、岸本先生がおっしゃっていただいたとおりだと思います。産業誘致とおっしゃいましたが、そういう観点があるわけではなくて、旅館業、電気めっき業については、日平均排水量が30m³以上50m³未満のものについて暫定排水基準を決めているということがございます。50m³以上については、法の暫定基準がかかるということがありまして、それよりも上乘せ基準が厳しいものですから、もし暫定基準を適用しないとすれば法の水量のランクが高い方が逆に緩くなるという、いわば水量見合いの矛盾というのが生じるということがございまして、実態としては、今基本的には問題ないということではあるのですが、そういう法上の立て方のテクニックの問題で、こうせざるを得ないというところが実はございます。

○岸本委員 逆に言うと、50m³以上のところの基準も含めての見直しをするというのはできないのですか。当然、私も逆転するのはよくわかっていますので、それも含めて同じようにしてしまえばいいと思ったのですが。

○事務局（片山環境保全課長） 説明不足で申しわけありません。先生はご理解いただいているのは重々承知で申し上げたのですが、そうなってくると、これは暫定基準の見直しではなくて、そもそも排水基準そのものの見直しをするということになります。そのことを先生がご指摘いただいているのは当然であり、そういった見直しをしていかないといけません。今般、暫定基準の見直しということで諮問をさせていただいておりますので、非常に申しわけないですけど、まずは一般排水基準の今の枠組みについてはお認めいただいた上で、暫定基準をどうしていくのかという、そういう立て方になっております。今、ご指摘いただいている排水基準そのものの見直しということも、今後検討してまいりたいと考えております。

○岸本委員 わかりました。ありがとうございます。

○益田部会長代理 他にご意見はございますか。

では、意見も出尽くしたようですので、排水基準の経過措置案については、ご意見を踏まえて修正した上でパブリックコメント手続を行うことといたします。パブコメの案については、池部会長と事務局とで調整いただくこととしたいと思いますがよろしいでしょうか。

また次回の部会では、パブコメの結果を踏まえた基準案を部会報告として取りまとめたいと思いますので、事務局で資料の作成をお願いいたします。

それでは、議題の4、その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（望月） 次回の水質部会の予定でございます。今、益田部会長代理からおっしゃっていただきましたように、今回は、ほう素の排水基準の経過措置の案につきまして、パブリックコメントの結果を踏まえたご審議をいただきたいと考えており、事務局といたしましては、1月の末ごろを予定しているところでございます。先生方には別途、その頃のご都合をお伺いしているところですが、日程を調整させていただきました上で改めてお願いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○益田部会長代理 委員の皆様、何かここで言うておくことはございますか。

事務局から他に何かございますか。

では、本日の議事はこれで終了いたします。委員の皆様には円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（中西環境管理室長） どうもありがとうございました。熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございます。部会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、河川水質環境基準に係る類型指定、それから第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準、この2件につきまして、部会報告を取りまとめていただきました。ありがとうございます。いずれも限られた時間の中、集中的なご審議をお願いいたしまして取りまとめまで行っていただきましたことを厚くお礼申し上げます。

今回、河川の類型指定におきましては、大阪府で初めてAA類型を指定するというようなことをご結論いただきました。また、さきに策定いたしております瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画、こういったものもあわせまして、トータルとして水質行政について新たなステージに入っているなど実感しているところでございます。今後、大阪府といたしましては、この審議会で頂戴いたしました貴重なご意見を参考にいたしまして施策を進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。また、本日は新たにほう素の暫定基準について諮問させていただいたところでございます。お忙しいところ、誠に恐縮でございますが、引き続き専門的な知見からのご検討を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局（酒井） それでは、これもちまして第11回水質部会を閉会いたします。ありがとうございました。